

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		令和 5年 9月 20日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
亀岡市安町野々神8番地		亀岡市 亀岡市長 桂川 孝裕 電話番号：0771-25-5023					
主たる業種	市町村機関	細分類番号	9 8 2 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	令和2年～4年度の平均を基準量とし、令和7年度の温室効果ガス排出量を6%以上削減する。						
計画を推進するための体制	市長を温暖化対策総括者、副市長を温暖化対策副総括者とする、亀岡市温暖化対策環境マネジメントシステムを運用し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	18,918.2 トン	18,512.0 トン	18,512.0 トン	18,512.0 トン	-2.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	19,693.7 トン	18,512.0 トン	18,512.0 トン	18,512.0 トン	-6.0 パーセント	
目標の根拠		亀岡市温暖化対策環境マネジメントシステムを運用し、温室効果ガス排出量の削減に取り組む。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (施設数)	189.18	185.12	185.12	185.12	-2.15 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠		亀岡市温暖化対策環境マネジメントシステムを運用し、令和2年度～令和4年度の平均値（電力の排出係数は新基準の置換）を基準値として年3%ずつ温室効果ガス排出量の削減に取り組む。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		0 パーセント	25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	機器の適正な運転管理に努める。					
	令和6年度	機器の適正な運転管理に努める。					
	令和7年度	機器の適正な運転管理に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月2回、エコ通勤デーとして自動車の使用を控えている。					
	上記の措置を採用する理由	第一～第四計画期間から実施しているため、引き続き実施する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	地域新電力会社亀岡ふるさとエナジー（株）と連携し、エネルギーの地産地消の取組を推進している。みどりのカーテン事業を実施している。						
特記事項	第四計画に期間における温室効果ガスの排出量については目標未達成のため、第五計画期間への超過削減量分の繰越はなし。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。